

伊賀市自治基本条例見直し検討の経過

1 検討の経過

平成16年12月に制定、平成24年6月に一部改正が行われた伊賀市自治基本条例の見直し検討については、これまで総合計画審議会において審議された内容を引き継ぎ、今年度からは自治基本条例審議会において審議、検討が行われています。

見直しにあたっては、①「本来規定しておくべきものや、直ちに見直すべきもの」と②「引き続き議論をしながら検討を進めていくもの」の2段階に分けて行うこととし、今回の改正後も引き続き残った課題について見直し検討を進めていきます。

2 今回の改正内容

①人権の視点を第3条（基本理念）へ新たに規定

②新市建設計画の終了に伴う条文削除

- ・第26条（住民自治協議会の権能）第1項第1号
- ・第30条（地域振興委員会の所掌事務）第1項第1号
- ・第34条（住民自治地区連合会の所掌事務）第1項第1号

③新たな視点

・総合計画

平成23年8月の地方自治法の改正により、各自治体において基本構想の策定義務がなくなったが、市の最上位計画としての重要性を鑑み、総合計画の策定義務について規定。

・広域連携

広域的な連携によるまちづくりを推進し、共通する課題を解決するため、相互に連携・協力することを規定。

④支所に関する規定

「伊賀市支所設置条例」の改正内容と整合を図り、「地方自治法に定める支所」という規定を改める。

- ・第37条（住民自治活動を補完する行政機関の設置）
- ・第33条（住民自治地区連合会の設置）

3 今後引き続き検討を行うもの

- ・第4章（住民自治のしくみ）に関すること
- ・全体の構成、スリム化など